

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案 新旧対照条文

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第三項関係）……………1

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第三項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	
法 律	事 務	法 律	事 務
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第 号）</p>		<p>この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 第二十八条、第二十九条、第三十条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第二項、第八十五条第二項及び第八十九条第一項、第三十五条第一項において準用する同法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項から第六項まで並びに第三十六条第一項に規定する事務（同法第十七条第一項各号に掲げる事業又は同法第二十七条第二項若しくは第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に関するものに限る。） 二 第三十七条第二項において準用する第二十八条、第二十九条及び第三十条第一項、第三十七条第三項、同条第四項において準用する第三十三条、同項において準用する第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十</p>	

四
条
第
二
項、
第
八
十
五
条
第
二
項
及
び
第
八
十
九
条
第
一
項、
第
三
十
七
条
第
四
項
に
お
い
て
準
用
す
る
第
三
十
五
条
第
一
項
に
お
い
て
準
用
す
る
同
法
第
八
十
四
条
第
三
項
に
お
い
て
準
用
す
る
同
法
第
八
十
三
条
第
三
項
か
ら
第
六
項
ま
で
並
び
に
第
三
十
七
条
第
四
項
に
お
い
て
準
用
す
る
第
三
十
六
条
第
一
項
に
規
定
す
る
事
務
(
都
市
計
画
法
第
五
十
九
条
第
一
項
か
ら
第
三
項
ま
で
の
規
定
に
よ
り
国
土
交
通
大
臣
の
認
可
又
は
承
認
を
受
け
た
都
市
計
画
事
業
に
関
す
る
も
の
に
限
る。
)